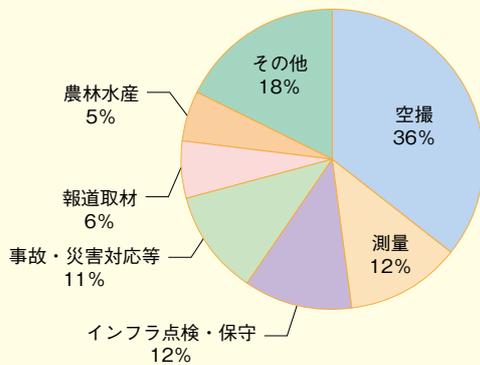


無人航空機に関する航空法の許可・承認状況と今後の環境整備について

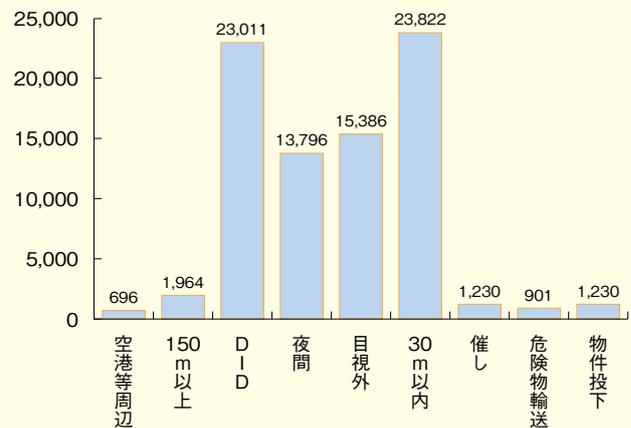
許可・承認状況

無人航空機の飛行する空域や飛行方法などの基本的なルールを定めた改正航空法が平成27年12月に施行され、30年度には2万8,855件の許可・承認を行った。月平均では、28年度は1,128件、29年度は1,650件、30年度は3,075件、令和元年度12月現在では4,090件の申請を受け付けており、ドローンの申請件数が拡大している。許可・承認項目別では、人口集中地区（DID）上空での飛行や人又は物件との間の一定距離（30メートル）を確保できない飛行に係るものが多数を占めており、飛行の目的別では、空撮、測量、インフラ点検、事故・災害対応等の順に多くなっている。

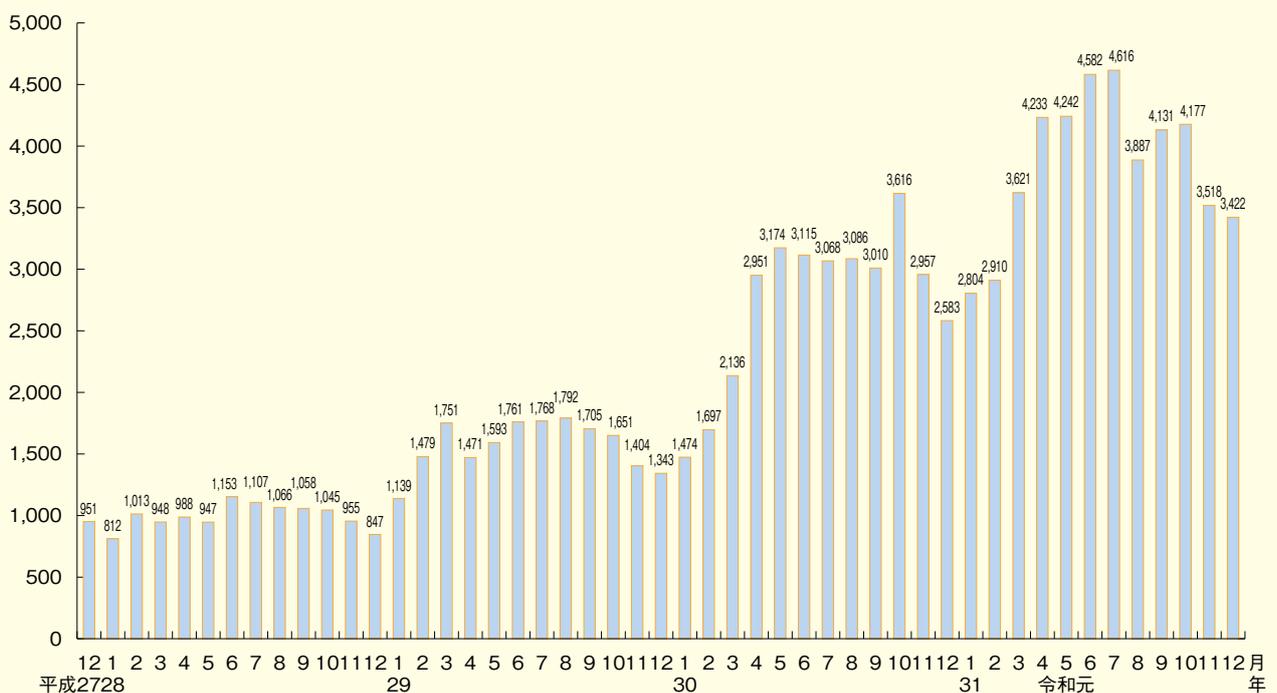
目的別許可承認状況（平成30年度）



項目別許可・承認件数（平成30年度）

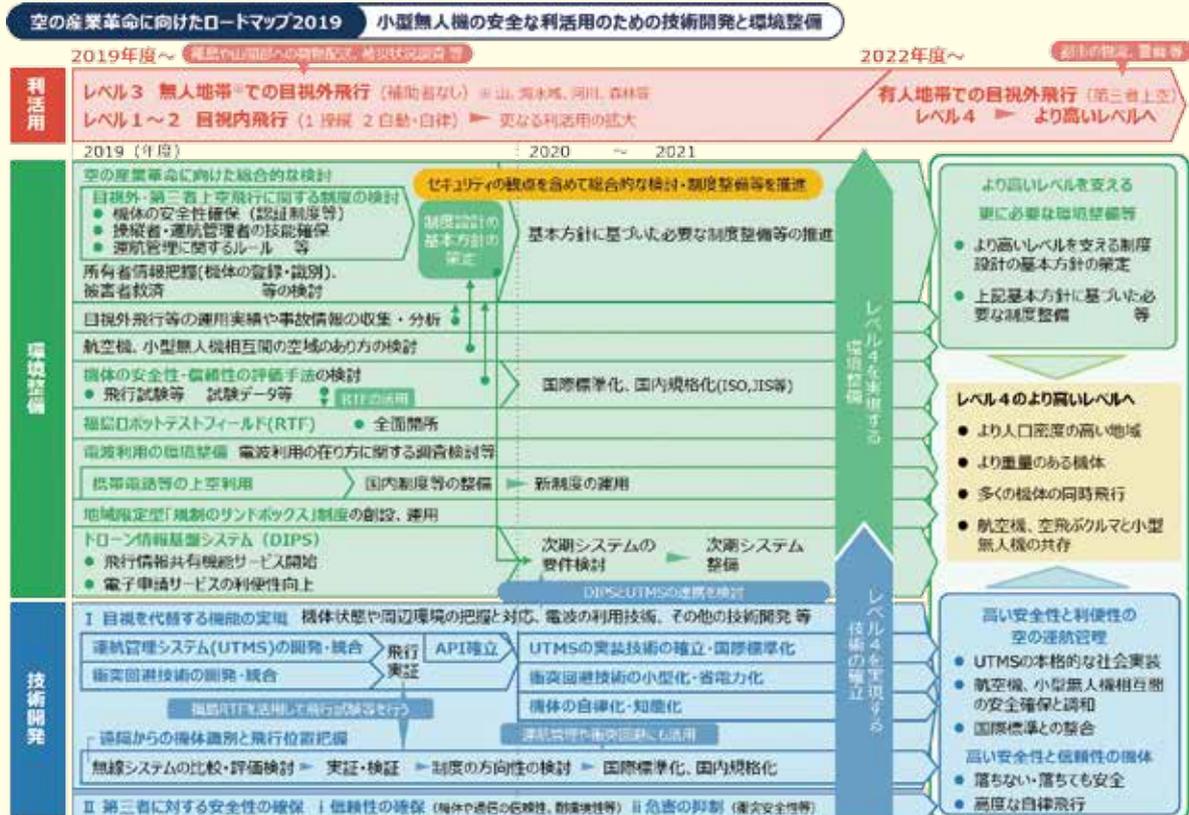


申請件数の推移



今後の環境整備

関係府省庁、メーカー、利用者等の団体から構成される「小型無人機に係る環境整備に向けた官民協議会」において令和元年6月に改訂された「空の産業革命に向けたロードマップ2019～小型無人機の安全な利活用のための技術開発と環境整備～」に沿って、令和元年11月に報告した中間とりまとめを踏まえ、2022年度の有人地帯での目視外飛行（レベル4）の実現のための基本方針を策定するとともに、基本方針に基づいた必要な環境整備等を引き続き進める。



ワーキンググループによる「中間とりまとめ」の概要(第12回官民協議会(令和元年11月28日)に報告)

所有者等の把握のための制度

- 機体製造等時の所有者の把握 安全上の措置を所有者等に講じさせる等の必要性に鑑み、早期に登録制度を創設
- 登録事項
 - 無人機空域:製造番号、種類、製造者、型式等
 - 所有者・利用者:氏名・名称、住所等
 - 国から申請者に通知 登録番号を通知 登録番号を表示しなければ飛行させてはならない
- 登録はオンラインにより実施
 - 機いやす、手続きの簡素化、多言語化も考慮
- 関係府庁等において必要な範囲の登録情報と利用
- その他
 - 十分な周知期間の確保、安全上問題のある機体に必要な措置を講じさせることを検討

レベル4の実現に向けた検討

